

オフィスビル等事業所の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業実施要綱

(制定) 平成25年5月1日付25環エ分第2号

(改正) 平成26年8月19日付26環エ都第50号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、「低炭素」・「快適性」・「防災力」の3つを同時に備えたスマートエネルギー都市を実現するために、天然ガスコージェネレーションシステムによる自立・分散型電源の導入を促進するための「オフィスビル等事業所の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 都は、事務所等を所有する民間事業者に対し、BEMSの導入を条件として、自立・分散型電源の設置に必要な経費の一部を助成する。
- 2 都は、1の助成を受けた事業者に対し、自立・分散型電源の利用実績等を報告するよう求める。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 系統電力 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者（以下「電気事業者」という。）が保有する電線路を介して供給される電力
- 2 自立・分散型電源 平常時にあっては当該電源から電力の供給を受けて事業を行うことにより系統電力への依存度を下げることができ、災害時等にあっては系統電力が途絶えても当該電源から電力の供給を受けて事業の継続を図ることのできる電源
- 3 BEMS 建築物内で使用する電力消費量等を計測蓄積し、導入拠点や遠隔での可視化を図り、空調・照明設備等の接続機器を制御し、又は電力需要のピークを抑制する機能等を有するエネルギー管理システム
- 4 大規模施設 電気を使用する者が電気事業者との契約上使用できる最大電力（以下「契約電力」という。）の値が500キロワット以上である施設
- 5 中小規模施設 契約電力の値が50キロワット以上500キロワット未満である施設
- 6 一時滞在施設 事業所における帰宅困難者対策ガイドライン（平成24年9月10日 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）に規定する一時滞在施設に準ずる施設を災害時に開設することができるよう必要な設備を用意した施設

第4 本事業の具体的な内容

- 1 自立・分散型電源の設置に係る経費の助成

(1) 助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、(2)の助成対象事業を実施する事業者とする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える法人は除く。

(2) 助成対象事業の要件

助成金の交付対象となる事業は、都内の大規模施設又は中小規模施設において、(3)の要件を満たす自立・分散型電源を設置する事業であって、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 自立・分散型電源を新たに設置すること。

イ 自立・分散型電源から電力の供給を受ける建築物（以下「供給対象建築物」という。）の用途が、事務所等であること。

ウ 供給対象建築物においてBEMSを導入すること。

エ 供給対象建築物が大規模施設である場合にあっては、当該供給対象建築物内に一時滞在施設を確保し、当該一時滞在施設の所在地等についてインターネットの利用その他適切な方法により一般に周知すること。

オ 供給対象建築物が中小規模施設である場合にあっては、当該供給対象建築物について、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する事業所の省エネルギー診断を受診すること。

(3) 助成対象電源の要件

助成金の交付対象となる自立・分散型電源は、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 天然ガスを使用するコージェネレーションシステムであること。

イ エネルギー効率及び発電出力について、別に定める要件を満たすこと。

(4) 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、自立・分散型電源の設置に要する次の経費とする。

ア 設計費（設備機器の設計等に要する費用をいう。）

イ 設備費（設備機器の購入等に要する費用をいう。）

ウ 工事費（工事に要する費用をいう。）

エ 諸経費（電気、水道又はガスに係る工事負担金等に要する費用をいう。）

(5) 助成金額

助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1の額から助成対象経費に充当する国その他の団体の補助金の額を控除した額（ただし、3億円を上限とする。以下「基本交付額」という。）とする。ただし、助成金を交付する全ての助成対象事業の基本交付額の合計が助成金に係る予算の範囲を超える場合にあっては、別に定める方法により交付額の合計が助成金に係る予算の範囲内となるよう調整した額を交付額とする。

2 助成対象事業者による報告等

(1) 事業者の報告

助成対象事業者は、次に掲げる事項について、別に定める日までに、都に報告を行うものとする。

ア 自立・分散型電源の発電効率及び排熱利用率の実績

イ 一時滞在施設の所在地等の周知の実績（供給対象建築物が大規模施設である場合に限る。）

ウ 公社が実施する事業所の省エネルギー診断の受診結果（供給対象建築物が中小規模施設である場合に限る。）

(2) 指導・助言

都は、必要に応じて、助成対象事業者に対し、(1) アからウまでの事項に係る取組について指導及び助言を行うものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公社に対し、第4 1による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次の事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。
 - (1) 2の基金を原資として、第4 1による助成金の交付を行うこと。
 - (2) 第4 2により、助成対象事業者から報告を受け、及び助成対象事業者に対する指導及び助言を行うこと。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4 1による助成金の交付申請の募集は、平成25年度から平成29年度まで行う。
- 2 第4 1による助成金の交付は、平成25年度から平成31年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（平成25年5月1日付25環エ分第2号）

この要綱は、平成25年5月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年8月19日付26環エ都第50号）

この要綱は、平成26年8月19日から施行する。